

[平成30年度]

## 自治公民館に対する市の各種助成等一覧表

(平成30年4月20日現在)

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課												
コミュニティ助成事業	<p>平成30年度の募集事業は、平成31年度においての実施予定の事業です。</p> <p>希望される場合は事前にご相談ください。</p> <p>詳細は資料をご覧ください。</p>													
自治公民館施設整備資金補助	<p>自治公民館等の集会所又はスポーツ広場の新設、増改築等に要した経費の16%を補助。(千円単位)</p> <p>ただし、補助対象経費が自治公民館加入世帯数に応じ以下の定める額以下の場合を除く。</p> <table border="0" data-bbox="571 824 1007 936"> <tr> <td>50世帯未満</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>50世帯以上100世帯未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>100世帯以上</td> <td>70万円</td> </tr> </table> <p>&lt;限度額は&gt;</p> <table border="0" data-bbox="571 1010 1054 1115"> <tr> <td>50世帯未満</td> <td>135万円</td> </tr> <tr> <td>50世帯以上100世帯未満</td> <td>112.5万円</td> </tr> <tr> <td>100世帯以上</td> <td>90万円</td> </tr> </table> <p>※事前にご相談ください。</p>	50世帯未満	30万円	50世帯以上100世帯未満	50万円	100世帯以上	70万円	50世帯未満	135万円	50世帯以上100世帯未満	112.5万円	100世帯以上	90万円	<p>地域づくり支援課</p>
50世帯未満	30万円													
50世帯以上100世帯未満	50万円													
100世帯以上	70万円													
50世帯未満	135万円													
50世帯以上100世帯未満	112.5万円													
100世帯以上	90万円													
自治公民館施設整備資金貸付	<p>自治公民館等の集会所又はスポーツ広場の新設、増改築等に要した経費に充てるための資金の貸付け。(鳥取県市町村振興協会)</p> <p>&lt;貸付額：100万円以上2,000万円以下&gt;</p> <p>&lt;償還期間：15年以内 (1年以内のすえ置き期間を含む)&gt;</p> <p>&lt;償還方法：半年賦元金均等償還&gt;</p> <p>&lt;預託金融機関：山陰合同銀行・鳥取銀行&gt;</p> <p>※事前にご相談ください。</p>	<p>(直通) 22-8159</p> <p>(メールアドレス) chiiki@city.kurayoshi.lg.jp</p>												
市民協働活動支援金	<p>市報及び行政文書の配布、地元調整等の自治公民館活動に対する支援金</p> <p>(自治公民館分)</p> <p>◇世帯規模割：1館当たり年 17,000～32,000円</p> <p>◇世帯割：1世帯当たり年 700円</p> <p>(地区自治公民館協議会分)</p> <p>◇均等割：1地区当たり年 125,000円</p> <p>◇世帯規模割：1地区当たり年 120,000～134,000円</p> <p>◇館数割：1館当たり年 2,400円</p>													
くらよし空き家バンクに係る移住者受け入れ事業費補助	<p>くらよし空き家バンクを利用して空き家を購入・賃借する移住希望者と地元住民が交流する事業を行う費用を補助(祭りなどの催事は対象外)。</p> <p>年間上限10万円(食糧費は2万円まで)</p>													

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課
住民参画型・地域企業貢献型バス停留所上屋整備事業費補助	<p>地域住民（自治公民館及びその他地区住民で組織する団体等）がバス停留所上屋整備事業の計画から管理までを行い、地域の実情にあったバス停留所上屋の整備を行うもの。</p> <p>【補助金の算定】</p> <p>バス停留所 1 箇所についてバス停留所上屋の建設に要する経費の 2/3 を乗じて得た額又は 80 万円のいずれか低い額。</p>	<p>企画課 (直通) 22-8161 (メールアドレス) kikaku@city.kurayoshi.lg.jp</p>
消防ポンプの修理	<p>9～10月頃に実施する全市ポンプ一斉点検において、修繕が必要と認められた場合に修繕費を負担するもの。</p> <p>&lt;限度額はなし、地元3割負担&gt;</p>	<p>防災安全課</p>
自主防災組織防災資機材整備費補助	<p>登録済の自主防災組織に対し、防災資機材及びそれを保管するための倉庫の整備並びに訓練の実施に必要な物品の購入費の一部（最高50%）を補助するもの。</p> <p>&lt;限度額：5万円、申請回数：年1回&gt;</p>	<p>(直通) 22-8162 (メールアドレス)</p>
自主防災組織消火栓整備補助金	<p>上水道、簡易水道の整備されていない地域の自主防災組織に対し施設消火栓の補助を行うもの。（放水圧力0.17Mpa以上、放水量毎分130ℓ以上の性能に限る）</p> <p>&lt;限度額：55万円、申請回数：年1回&gt;</p>	<p>bousai@city.kurayoshi.lg.jp</p>
農道・農業用施設等補修用原材料支給	<p>農道・水路等の補修に対して原材料支給：各自治公民館、土地改良区等で申込み</p> <p>○1団体に対し年1回まで支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生コン、砕石、その他二次製品等 130,000円（税込）以内</li> <li>・機械借り上げ制度 110,000円（税込）以内</li> </ul>	<p>農林課 (直通) 22-8157</p>
林道維持管理支援	<p>林道・森林作業道等の補修に対して原材料支給：各自治公民館で申込み 100,000円（税込）以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生コン、砕石、その他二次製品等 100,000円（税込）以内</li> <li>・機械借り上げ制度 100,000円（税込）以内</li> </ul>	<p>(メールアドレス) nourin-ka@city.kurayoshi.lg.jp</p>
市道等補修用原材料支給及び建設機械貸与制度	<p>各自治公民館で申込み</p> <p>○道路愛護用真砂土 (年5㎡まで)</p> <p>○市道等補修用原材料支給及び建設機械貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1自治公に対して年1回まで</li> <li>・市道等補修や市道の通行を確保するための樹木伐採、河川浚渫作業等の維持作業が対象</li> <li>・上限40万円（税込） (ただし、機械貸与は30万円まで)</li> </ul>	<p>建設課 (直通) 22-8169</p>
防犯街路灯設置補助	<p>防犯街路灯の新設及び切替に要した経費に対し助成（1自治公民館当り 年1基）</p> <p>&lt;助成額&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LEDの新設1基につき 2/3 上限 32,000円</li> <li>・LEDへの切替1基につき 2/3 上限 32,000円 (器具交換を伴う場合)</li> <li>・蛍光灯の新設1基につき 1/2 上限 16,000円</li> <li>・蛍光灯への切替1基につき 1/2 上限 8,000円</li> </ul>	<p>(メールアドレス) kensetsu@city.kurayoshi.lg.jp</p>

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課
地域除雪作業報償金制度	<p>自治公民館が豪雪時において市道等の通行の確保を図るため、自主的に行う除雪作業に対し、報償金を交付するもの。</p> <p>①対象路線  (1) 除雪路線以外の市道（除雪路線の歩道は対象とする）  (2) 生活道路で沿線に1戸以上住居を有する路線  (3) その他市長が特に必要と認める路線</p> <p>②作業対象及び報償金の額  自治公民館が「機械を使用して除雪する作業」及び「業者に委託して実施する作業」が対象。（上限3万円/年）</p> <p>(1) 自治公民館が機械を使用して除雪する作業  ○要件  除雪する路線において20cm以上の積雪深がある場合  ○報償金  延長10mにつき100円</p> <p>(2) 自治公民館が業者に委託して実施する場合  ○要件  除雪する路線において40cm以上の積雪深がある場合  ○報償金  自治公民館が業者に支払う委託費の2/3</p>	<p>建設課  (直通)  22-8169</p> <p>(メールアドレス)  kensetsu@city.kurayoshi.lg.jp</p>
ごみ集積場整備費補助	<p>ごみ集積場の新設、増改築又は購入に対し、対象経費の1/3を助成  &lt;限度額 1件7万円&gt;</p>	
生活排水溝清掃土砂運搬車両の配車	<p>生活排水溝清掃の際に出た土砂の運搬用車両を無償で配車</p>	<p>環境課  (直通)  22-8168</p>
草等の運搬車両の配車	<p>町内清掃の際に出た草・剪定枝（ごみ袋で処理できない量）の運搬車両としてフックロールコンテナを無償で配車</p>	<p>(メールアドレス)  kankyou@city.kurayoshi.lg.jp</p>
飲料水供給施設整備費補助	<p>原則として集落単位で集落自らが水道を新設、修繕、改良等する際に要した経費の一部を補助する。（給水管部分除く経費の1/3）ただし、水道法に準じた水質及び施設基準に合致している施設に限る。</p>	
浄化槽排水設備改造資金融資	<p>浄化槽を設置する際、水洗便所に改造する資金を融資する。（10万円以上100万円）  ただし、浄化槽本体の設置費は対象外</p>	<p>下水道課  (直通)  22-8176</p>
水洗便所改造資金融資	<p>下水道に接続する際の改造（浄化槽便槽の廃止、便器・洗浄用具等の改造、付随する給排水設備）する資金を融資する。（10万円以上100万円）</p>	<p>(メールアドレス)  gesui@city.kurayoshi.lg.jp</p>

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課
浄化槽設置費補助	<p>公共下水道、農業集落排水施設、林業集落排水施設が見込まれない地区に合併浄化槽を設置する際、設置費の一部を補助する。</p> <p>上限は、  (既設の便槽及び単独浄化槽の交換)  5人槽： 662,000円  7人槽： 828,000円  10人槽： 1,119,000円  (新規に合併浄化槽を設置)  5人槽： 456,000円  7人槽： 570,000円  10人槽： 769,000円</p>	<p>下水道課</p> <p>(直通) 22-8176</p> <p>(メールアドレス) gesui@city.kurayoshi.lg.jp</p>
福祉のまちづくり推進事業補助金	<p>自治公民館の集会所の既存和式トイレを洋式化する場合の経費を補助。その他、小便器の低リップ化、手洗器の自動水栓、便所の手すり等の整備費用を加算して補助することが可能。(要担当課相談)</p> <p>(既存トイレの洋式化)  [対象工事費の上限額] 1箇所(1便器)あたり50万円  [補助率] 3/4  [補助額] 上限37.5万円</p> <p>※平成31年度までの措置であり、かつ、事業実施年度の調整が必要な為、事業の実施を希望される場合は、事前に担当課へご相談ください。</p>	<p>建築住宅課</p> <p>(直通) 22-8175</p> <p>(メールアドレス) kenchikujutaku@city.kurayoshi.lg.jp</p>
震災に強いまちづくり促進事業補助金	<p>昭和56年5月31日以前に建築された自治公民館の耐震診断及び耐震設計に要する経費をそれぞれ補助。</p> <p>[補助対象経費の上限額] 1棟当たり300万円又は面積による上限(面積×2,060円/m<sup>2</sup>)のいずれか低い額  [補助率] 2/3  [補助額] 上限1棟当たり200万円</p> <p>※事業実施年度の調整が必要な為、事業の実施を希望される場合は、事前に担当課へご相談ください。</p>	<p>kenchikujutaku@city.kurayoshi.lg.jp</p>
災害時要支援者対策事業補助金 (旧名称：わが町支え愛マップ推進事業補助金)	<p>地域住民が主体となり、支え愛マップを作成し、障がいのある方や一人暮らし高齢の方々等(災害時要支援者)に対する災害時の避難支援の仕組みや平常時の見守り体制をつくるなど、災害時要支援者が地域で安全安心に暮らすための取組に対して助成するもの。</p> <p>①災害時要支援者対策促進事業(新たに取り組む自治公民館)  補助限度額：5万円 ※財源(市1/2、県1/2)  ②災害時要支援者対策ステップアップ事業(①の補助を受けた自治公民館)  補助限度額：10万円 ※財源(市1/2、県1/2)</p>	<p>福祉課</p> <p>(直通) 22-8118</p> <p>(メールアドレス) fukushi@city.kurayoshi.lg.jp</p>